（特例公設事務所支援委員会の設置）
第十条　本会ら三者は、三者協定の定めるところにより、その締結後、速やかに、それぞれ二名の委員を選任して特例公設事務所支援委員会を設置する。
2　特例公設事務所支援委員会は、互選により委員長一名を置くものとし、副委員長一名を置くことができる。
（特例公設事務所弁護士の選定及び契約の締結）
第十一条　本会ら三者は、公募により特例公設事務所弁護士の選定を行うものとし、その候補者の選定に係る事務を特例公設事務所支援委員会に行わせる。
2　本会ら三者は、特例公設事務所支援委員会が特例公設事務所弁護士の候補者を選定した場合であって、当該候補者が特例公設事務所弁護士として適当であると認めるときは、当該候補者との間において、当該候補者を特例公設事務所弁護士とする旨の契約を締結し、次に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。
一　特例公設事務所を設置する時期及び場所
二　任期
三　この規則の規定の遵守義務
四　新たな顧問契約の締結の禁止
五　依頼者に対する本会ら三者の責任についての説明義務
六　依頼者に対する事件の引継ぎに関する事項の説明義務
七　本会ら三者又は特例公設事務所支援委員会に対する報告、説明等に関する義務
八　後任者への引継ぎに関する義務
九　事務所名称の使用に関する義務
3　特例公設事務所弁護士は、前項の契約で定めるところにより再任されるものとする。
（特例公設事務所における職務）
第十二条　特例公設事務所弁護士は、原子力災害に係る損害賠償等の事件その他被災地支援に係る次に掲げる業務を積極的に受任しなければならない。
一　法律相談
二　原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介の申立て
三　前号以外の方法による東京電力株式会社等に対する損害賠償に係る請求、和解協議その他の方法による事件処理
2　特例公設事務所弁護士は、前項に規定するほか、国選弁護事件、国選付添事件、当番弁護事件、法律援助事件、民事法律扶助事件その他の公益的活動を可能な限り行うよう努める。
（後任の特例公設事務所弁護士の選定及び契約）
第十三条　本会ら三者は、特例公設事務所の設置期間が満了する前に、特例公設事務所弁護士が退任するときは、特例公設事務所の存続を図るよう、後任の特例公設事務所弁護士への引継ぎのために必要な事項を行う。この場合においては、第十一条の規定を準用する。
2　前条の規定は、前項の規定により選任された後任の特例公設事務所弁護士について準用する。
（特例公設事務所の設置の終了）
第十四条　特例公設事務所の設置は、三者協定において定める特例公設事務所の設置期間の満了により終了するものとする。
2　前項の規定により特例公設事務所の設置が終了するに際しては、福島県弁護士会は、退任する特例公設事務所弁護士の業務等の引継ぎを受ける弁護士又は弁護士法人の選定その他の必要な措置をとらなければならない。
（特例公設事務所における援助金の支出等）
第十五条　ひまわり基金規則第六条第二項の規定は特例公設事務所弁護士に対する援助金の支出について、同条第三項の規定は特例公設事務所の施設を賃借するために要する費用について、ひまわり基金規則第六条の二の規定は特例公設事務所弁護士の援助金の返還について、それぞれ準用する。ただし、運営費援助については、ひまわり基金規則第六条第二項第二号ただし書の規定にかかわらず、運営費年間援助額を千五百万円までの範囲で増額することができる。
（特例公設事務所弁護士の権利義務）
第十六条　特例公設事務所弁護士に対する援助金の支出について必要な事項については、この規則に定めるもののほか、ひまわり基金規則の公設事務所弁護士に関する規定の例による。
（ひまわり基金設置要綱の特例等）
第十七条　会長は、ひまわり基金設置要綱第三項の規定にかかわらず、特例公設事務所弁護士に関する援助金その他の支出に係る額のうち必要と認める額について、災害復興支援基金の設置、管理及び支出に関する規則（規則第八十七号）第二条の災害復興支援基金特別会計から「日弁連ひまわり基金」に繰り入れることができる。
附　則
目次（新設）、第一章の章名（新設）、第一条第二項（新設）、第二章の章名（新設）、第三章の章名（新設）及び第八条から第十七条まで（新設）の改正規定は、平成二十四年八月二十四日から施行する。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成24年９月21日　　長野県教育委員会
１　失効した免許状
(1)　本籍地、氏名　長野県、宮澤　民雄
(2)　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日
ア　小学校教諭一級普通免許状、昭56小一普第195号、昭和57年３月20日
イ　中学校教諭一級普通免許状（数学）、昭56中一普第269号、昭和57年３月20日
ウ　中学校教諭二級普通免許状（理科）、昭56中二普第102号、昭和57年３月20日
エ　高等学校教諭二級普通免許状（数学）、昭56高二普第251号、昭和57年３月20日
(3)　授与権者　長野県教育委員会
(4)　失効年月日　平成24年８月９日
(5)　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
２　失効した免許状
(1)　本籍地、氏名　長野県、増田　真吾
(2)　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日
ア　中学校教諭一級普通免許状（数学）、昭53中一普第410号、昭和54年３月20日
イ　高等学校教諭一級普通免許状（数学）、昭53高一普第392号、昭和54年３月20日
ウ　高等学校教諭一種免許状（情報）、平12高一第111号、平成13年１月31日
(3)　授与権者　長野県教育委員会
(4)　失効年月日　平成24年８月９日
(5)　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成24年９月21日　　岡山県教育委員会
１　失効した免許状
本　籍　地　岡山県
氏　　名　有松　　位
生年月日　昭和43年５月12日
免許状の種類、教科、番号
(1)　中学校教諭一種免許状　理科
平２中一種第271号
授与年月日　平成３年３月25日
授与権者　香川県教育委員会
(2)　高等学校教諭一種免許状　理科
平２高一種第263号
授与年月日　平成３年３月25日
授与権者　香川県教育委員会
２　失効年月日　平成24年８月17日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

静岡県沼津警察署長
司法警察員警視　村松　　勝
平成21年一般第405号窃盗被疑事件（平成24年第27号）　１．普通乗用自動車（いすゞ製ミュー）　１台